

耐震設計基準の変遷 へん せん

わが国においては、1919年(大正8年)に日本で最初の建築法規が規定され、1950年(昭和25年)には建築基準法が規定された。これまで地震の被害状況を踏まえて改正が繰り返されてきたところであるが、現行の耐震設計法は、1981年(昭和56年)の建築基準法改正により導入された「新耐震設計基準」によるものである。

※M=マグニチュード

年代	耐震設計基準の変遷	設計基準見直しの契機となった主な地震とその被害状況	
1919年 (大正8年)	市街地建築物法制定 ・日本で最初の建築法規	《関東大震災》1923年9月1日 ・M7.9 ・死者・不明者14万2千余人 ・全半壊建物25万4千余棟	旧・旧耐震
1924年 (大正13年)	市街地建築物法改正 ・耐震基準の導入	《福井地震》1948年6月28日 ・M7.1 ・死者3,769人 ・家屋全半壊4万8千棟	
1950年 (昭和25年)	建築基準法制定 ・地震力に対する必要壁量を規定 ・軸組の種類と倍率(壁の強度)を規定	《十勝沖地震》1968年5月16日 ・M7.9 ・死者52人、負傷者330人 ・建物全半壊3,677棟	旧耐震
1971年 (昭和46年)	建築基準法改正 ・鉄筋コンクリート造の柱のせん断補強について改正 ・柱帯筋間隔を30cm以下から10cm以下に変更	《宮城県沖地震》1978年6月12日 ・M7.4 ・死者28人、負傷者1,325人 ・建物全半壊6,757棟	
1981年 (昭和56年)	建築基準法改正 ・新耐震設計基準の導入 ・二次設計法により、強度と粘りによる設計法の追加	《兵庫県南部地震》1995年1月17日 ・M7.3 ・死者6,434人、負傷者43,792人 ・建物全半壊249,180棟	新耐震
1995年 (平成7年)	耐震改修促進法の制定 ・耐震改修の努力義務を規定		

設計基準見直しの契機となった主な地震とその被害状況 出典『日本被害地震年表』宇佐美龍夫なお、兵庫県南部地震については、『阪神・淡路大震災について(第108報) (平成17年12月22日、消防庁)』による。